

2023年度産別要求書回答

1 賃金・諸手当に関する要求

諸手当について

組合員の皆様の切実なご要求については理解していますが、本市水道事業の置かれている現状からは特殊勤務手当の現状維持や拡充は非常に困難であることをご理解いただきたいと思います。

令和2年度の包括外部監査において厳しい意見が付されたほか、市長部局や他の政令市の水道事業者と比較して高額であること、さらに給水収益の著しい悪化により経営状況が非常に厳しいという事情を踏まえ、令和3年8月に手当の見直しや廃止を提案させていただいたところです。ご理解とご協力をお願いいたします。

人事評価制度について

より公平・公正で客観的な評価を担保するため、一昨年度から「人事評価調整会議」を設置しました。評価結果の給与等への反映については、これまでと同様、神戸市全体での協議に基づいて対応してまいります。

2 労働条件等に関する要求

超過勤務時間の縮減に向けて

勤務状況が過重になっている職場について、各職場の職員の意見をよく聞いたうえで、その実態を踏まえ、実情に応じた状況の改善に取り組んでまいりたいと考えています。また、DXの推進・委託化等、労働時間短縮及び職員の負荷軽減にむけて進めてまいります。

メンタルヘルスケアについて

「職員の総合相談窓口」等の各種相談窓口を活用しながら、職員の悩みや相談を受け止め、その解消に繋げてまいります。

ハラスメント防止について

組織風土・意識改革のため、トップマネジメントによる発信力の強化、ガバナンスの強化、研修による組織力の強化など5つの強化策を掲げ、今年度は、水道局職員専用局長・副局長ホットラインの設置、ハラスメント基礎研修（管理職、係長・担当）等を実施しました。今後も、組織風土・意識改革の取り組みを進めてまいります。

中型（または準中型）自動車運転免許取得について

災害発生時に給水車を運転できる職員を確保していくことは水道事業を運営する上で欠かせないことと認識しています。一方で、平成19年6月以降に取得した普通免許では局保有の給水車を運転することができないため、運転できない若手職員が増えていることは、局としても喫緊の課題であると認識しています。そのため、給水車の運転に必要な「準中型運転免許」の取得（限定解除）について検討していきたいと考えております。

3 震災及び原子力発電所事故に伴う放射能汚染に関する要求

被災地派遣に関する労使協議について

災害発生直後の応急給水や派遣が長期に及ぶ場合など、勤務・労働条件に大きく影響する場合は、十分に協議してまいりたいと考えています。

災害派遣職員のメンタルヘルスケアについて

派遣終了直後に健康相談窓口等を案内し、終了1ヶ月後にストレスチェックリストを送付し、必要に応じて産業医面談等のフォローを実施する等の対応を行っています。また、「職員の総合相談窓口」等の各種相談窓口も活用しながら、職員の悩みや相談を受け止め、その解消に繋げてまいります。

ボランティア休暇について

神戸市全体での協議に基づいて対応してまいります。

4 その他職場要求

緊急経営改革以後の退職者・不調者について

令和元年12月1日からの病気休暇制度の新設により、早期に療養専念を促すよう運用変更が行われたため、実数としては、病気休職者は増加している傾向にあります。令和3年8月より職場復帰サポート制度を拡充し、プレ出勤制度が開始しております。段階的に職場の環境や業務に慣らしていくことで、心理的負担や不安を和らげ、職場復帰が円滑に進められるようにし、また、復職後の再発予防に努めております。

休職理由については、職員一人一人の様々な要因が絡み合っており、所属長による個別面談を通じて、今後とも丁寧に対応していきたいと考えております。

施策の検討・決定過程について(宿日直 WG 関連)

事業運営に際しては、現場の声を活かしながら業務を進めていくことが重要であると考えています。そのため、所属長を通じて職場の実情を把握するとともに、管理運営事項については責任を持って当局側が企画立案し、政策や方針等、決定事項を関係職員に周知していくことが重要であると考えています。

宿日直については、令和3年度の給配水工事部会で聞いた実務担当者等の意見等を踏まえ、配水課を中心に必要な事項を検討していくこととなります。なお、WGでは中長期的な観点や多面的な視点での分析を行ってもらっており、WGでの議論が今後の中長期的な検討の参考資料になることを期待しています。

防寒ベスト・ポロシャツ・靴（スニーカータイプの安全靴）の要求について

同じ被服を着用することで市民から見て市職員であることが分かりやすいものとし、また、被服の事務作業の縮減（厚生課への事務の一元化、局間異動者への新規貸与が不要）を図るため、市役所で統一の被服を用いることとしており、水道局においても今年度より新たな被服の貸与を開始しています。

見直しに際しては、被服は作業の安全を確保するという労働安全衛生の観点から貸与するものであるとの考えにより整理を行っています。

また、被服の統一化に合わせて貸与対象者についても業務内容に応じて見直しを行いました。例えば一定の時期にのみ作業服等が必要な場合は、所属共有で確保するなど、効率的な利用をお願いします。